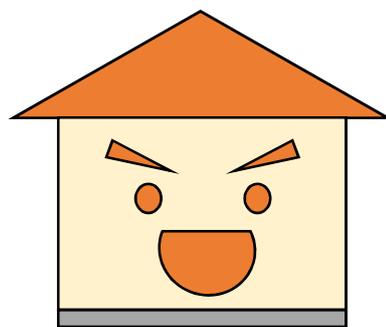


# 被災住宅

の



# 耐震化

を支援します！

## 対象住宅

令和6年能登半島地震により被災して、耐震性が低下（基礎、外壁の損傷や建物の傾きなど）した木造住宅（り災証明書の交付を受けたもの）

補助額 最大

280  
万円

## 対象工事

- ① 耐震改修工事（傾斜修復を含む）※1
- ② 建替工事（原則、現地での建替）※1、※2

※1 同じ工事に他の補助制度を併用することはできません。また、工事に先立ち耐震診断により、耐震性が基準以下であることを確認する必要があります。

※2 公費解体により解体する住宅は、補助対象外です。

## 補助額

- ①耐震改修工事・・・限度額 280万円※3(補助率10/10)
- ②建替工事・・・限度額 280万円 (補助率10/10)
- ③耐震診断※4・・・限度額 15万円 (補助率 3/4)

※3 住宅金融支援機構「リ・バース60」の利子補給制度を利用する場合は、当該額から最大57.5万円を減じた額となります。

※4 耐震改修工事又は建替工事を前提とするものに限りです。

- ご相談の際は、現況写真（損傷箇所）、建築確認検査済証、り災証明をお持ちください。

## お申込み・問い合わせ先

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号（金沢市第一本庁舎3階）  
金沢市 都市整備局 建築指導課 建物安全推進室  
TEL：076-220-2059 FAX：076-220-2134